

開催期日 令和5年3月14日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ2

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和5年3月14日 午後1時30分
閉 会 令和5年3月14日 午後2時58分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ2

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第8号 処分について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見の決定について
議案第10号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第21号
議案第22号 中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する
指針」の一部改正について
協 議 事 項 中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標の
設定等（案）について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和5年第3回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第3回農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、季節柄大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

3月に入りまして、いろんな分野におかれまして忙しくなっておられるのではないかとご推察を申し上げます。先ほども申し上げましたが、今年は例年にならないほどの杉の花粉ですか、それに伴ってPM2.5なんかも飛散しているということで、健康上くれぐれもお気をつけください。野菜関係や畑のブロッコリー

関係なんかですね、そろそろ虫食いやら何やらの準備と同時に、遅霜の心配等ございますが、どうぞ注意なさってこれから励んで下さいますようお願い申し上げます。

さて、局長からもご案内申し上げた通り、今日は案件が非常に多くございます。私も記憶にある限りでございますが、22件なんていうのは初めてでございます。一生懸命議事進行に務めさせていただきたいと思っております。なお、それに伴ってですね、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、2番宮本直人農業委員、3番天倉光喜農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている長田推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理報告させていただきます。議案第1号受付番号第2号につきまして、3月12日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの夫・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、また、既に申請地に係る持分4分の2を有しており、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、長田推進委員と同様に、現地についても3月12日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、また、既に申請地に係る持分4分の2を有しており、耕作についても問題ない

と思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

事 務 局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理報告させていただきます。議案第2号受付番号第3号につきまして、3月10日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認いたしました但問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、3月10日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認いたしましたが無題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号及び議案第5号は関連案件であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第1号及び議案第5号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理報告させていただきます。議案第4号受付番号第1号及び議案第5号受付番号第1号につきまして、3月10日に、申請人・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第4号受付番号第1号及び議案第5号受付番号第1号につきまして、大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第6号受付番号第2号につきまして、3月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いし、また電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第6号受付番号第2号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理報告させていただきます。議案第7号受付番号第3号につきまして、3月10日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんの申請代理人・●●●●さんに確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第7号受付番号第3号につきまして、大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第4号については、2地区の案件であるため、まずは浦原地区の確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、3月11日に、設定人・●●●●さん他13名、被設定人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、終了後は原形復旧するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月11日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

続いて、川原田地区の確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、3月9日に、設定人・●●●●さん他6名、被設定人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、終了後は原形復旧するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認いたしました但問題はなく、終了後は原形復旧するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 9 号受付番号第 1 号について、確認担当委員に報告を求めた。

6 番吉田定雄推進委員

議案第 9 号受付番号第 1 号につきまして、3 月 1 0 日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6 番円谷宣芳農業委員

議案第 9 号受付番号第 1 号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても 3 月 1 0 日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第10号受付番号第16号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理報告させていただきます。議案第10号受付番号第16号につきまして、3月10日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第10号受付番号第16号につきまして、大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第11号受付番号第17号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番鈴木和宏推進委員

議案第11号受付番号第17号につきまして、3月12日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のおおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第11号受付番号第17号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても3月12日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第12号及び議案第13号は借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第12号及び議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第12号及び議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第12号受付番号第18号及び議案第13号受付番号第19号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第12号受付番号第18号及び議案第13号受付番号第19号につきまして、3月9日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第12号受付番号第18号及び議案第13号受付番号第19号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第12号及び議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第14号から議案第21号は借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第14号から議案第21号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第14号から議案第21号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第14号受付番号第20号から議案第21号受付番号第27号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第14号受付番号第20号から議案第21号受付番号第27号につきまして、3月9日に、貸し手・●●●●さん他7名、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第14号受付番号第20号から議案第21号受付番号第27号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第14号から議案第21号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第22号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の一部改正について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

議案第22号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の一部改正について議案書に従い朗読説明した。

議長

事務局より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第22号中島村農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の一部改正については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了につき協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項 中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

異議ないものと認め、（案）を抹消し、中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標の設定等について決定した旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、4月17日（月）に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 参考資料・チラシの配布について

三点目 今年度の報酬の支払いについて

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和5年3月14日 午後2時58分